



2021年5月28日

各位

会社名：株式会社省電舎ホールディングス
代表者名：代表取締役社長 橋口 忠夫
(コード番号：1711 東証第二部)
問い合わせ先：取締役管理本部長 大浦 隆文
(Tel:03-6821-0004)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について2021年6月25日開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

我が国は、現在、年間で12億トンを超える温室効果ガスを排出しており、2050年までに、これを実質ゼロにする必要があります。当社グループは今後、省エネルギー業界のパイオニアとして、トータル・エネルギー・マネジメント事業のノウハウを駆使し、食品廃棄物処理を始め地球環境に最大限配慮した環境事業を推進し、社会への貢献を果たして参ります。このカーボンニュートラルへの挑戦が、当社における大きな成長につながるという発想で、日本は元より世界全体を視野に入れて活動していくために、商号を英文表記に合わせて変更するものであります。

(2) 新商号 (英文表記)

株式会社SDSホールディングス (SDS HOLDINGS Co.,Ltd.)

(3) 変更予定日

2021年8月1日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①「1. 商号の変更」に記載のとおり、商号を変更するものであります。(変更案第1条)

②今後の事業拡大に備えた資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を増加するものであります。(変更案第6条)

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更の箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、 <u>株式会社省電舎ホールディングス</u> と称し、英文では、SDS HOLDINGS Co.,Ltd. と表示する。	第1号 当社は、 <u>株式会社SDSホールディングス</u> と称し、英文では、SDS HOLDINGS Co.,Ltd. と表示する。
第2条	第2条
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
第5条	第5条



第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。
以降、(条文省略)	以降、(現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	<u>第1章 第1条の変更の効力発生日は、2021年8月1日とし、本附則は、商号変更の効力発生日をもって削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会決議日	2021年6月25日
定款変更の効力発生日	第1条 2021年8月1日
	第6条 2021年6月25日

以上